

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

令和3年度第1回社会福祉審議会

2 開催日時 令和3年7月7日（水）

3 開催場所 アダストリアみとアリーナ

4 出席した者の氏名

- (1) 委員 池田 幸也, 保立 武憲, 武藤 邦彦, 岡田 澄子, 堀井 武重,
平沼 賢治, 大野 光一, 菊地 則行, 田上 恵子, 岡田 浩, 田澤 重伸,
山本 大, 林 由香里, 小池 貞, 有賀 絵理, 土屋 和子, 大津 亮一,
森 正慶, 萩谷 慎一, 田口 米蔵, 袴塚 孝雄
- (2) 事務局 横須賀 好洋, 田中 誠一, 堀江 博之, 安見 知浩, 菊池 聡美,
平澤 健一, 小林 かおり, 荻沼 学, 永盛 光郎

5 議題及び公開・非公開の別

- (1) 令和2年度の各専門分科会の審議結果等について 【公開】
- (2) 令和2年度に審議し策定した計画について 【公開】
- ・水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害福祉計画
 - ・水戸市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- (3) 令和3年度の各専門分科会の開催予定について 【公開】

6 公開・非公開の理由

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

0人

8 会議資料の名称

- (1) 令和3年度第1回水戸市社会福祉審議会 全体会次第
- (2) 水戸市社会福祉審議会 全体会資料
- (3) 水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
- (4) 水戸市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

9 発言の内容

別紙のとおり

事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第1回水戸市社会福祉審議会を開催いたします。

本日は、御多用の折にもかかわらず、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本日の会議の出席者数であります。委員25名中21名で、水戸市社会福祉審議会条例第6条第2項の規定により、半数以上の委員の出席がございますので、成立したことを報告いたします。

また、本日の会議につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程第3条により、公開とさせていただきます。

次に、本日の会議の配布資料でございますが、全体会資料と表紙に書かれております、冊子資料と、2つの計画の冊子をお配りしております。不足等はありませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ここで、福祉部長より、御挨拶を申し上げます。

福祉部長挨拶

事務局 続きまして、委員紹介に移らせていただきます。

昨年度の全体会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催とさせていただき、本日が、初顔合わせの開催となりますので、委員の皆様から、自己紹介をお願いしたいと存じます。

なお、本日、____様、____様、____様、____様は、欠席でございます。

それでは、恐れ入りますが、資料1の委員名簿の順になりますが、____委員長から時計回りのお席の順で、自己紹介をお願いいたします。

委員自己紹介

事務局 ありがとうございます。なお、今回新たに委員になられたかたにつきまして、改めて委嘱状の交付は行わず、個別に配付させていただいておりますので御了承願います。

続きまして、事務局紹介をさせていただきます。

事務局自己紹介

また、本日は、福祉部関係課の職員も出席しておりますので、紹介させていただきます。

障害福祉課長、高齢福祉課長、介護保険課長、子ども課課長補佐自己紹介

以上で、事務局紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、____委員長、____副委員長から、御挨拶を頂戴したいと存じます。

それでは、はじめに、____委員長、よろしくお願いいたします。

____委員長挨拶

事務局 ありがとうございます。

続きまして、____副委員長、よろしくお願いいたします。

____副会長挨拶

事務局 ありがとうございます。

それでは、これより本日の議事に入らせていただきたいと思います。

議事進行につきましては、水戸市社会福祉審議会条例第6条第1項の規定により、____委員長

に議長をお願いいたします。

それでは、___委員長，よろしくをお願いいたします。

___委員長が議長

議長 それでは，進行を務めさせていただきます。皆様，よろしくをお願いいたします。

まず，議事に入る前に，今回の会議録の署名委員を指名させていただきます。

本日の会議終了後に会議録を作成しますが，その署名人として___委員，___委員，以上お二方をお願いしたいと思いますので，よろしくをお願いいたします。

署名人 ___委員，___委員選任

それでは，これより議事に入らせていただきます。お手元の次第6の「水戸市社会福祉審議会の概要について」，事務局から説明をお願いします。

事務局説明

議長 ただいまの説明について，御質問・御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

特に審議会については，市長の諮問に依じて，委員長名で答申するということとなります。

それでは，次第7の報告事項へ入っていきたいと思います。

「(1)令和2年度の各専門分科会の審議結果等について」であります，昨年度の実績等について，事務局から説明をお願いします。

事務局説明

議長 資料の11ページから13ページにかけて，昨年度の各専門分科会の審議等について報告がありました。本日お集りの委員の皆様も，各専門分科会の委員を兼任していらっしゃるかと思います。御発言などございましたらお願いします。

発言等なし

それでは「(2)令和2年度に審議し策定した計画について」事務局から説明をお願いします。

水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について，障害福祉課長説明

議長 審議に関わられたかた，それ以外の観点から御意見・御質問等ありましたらお願いします。

___委員 資料2ページにあります，各専門分科会について御質問いたします。障害福祉専門分科会において，身障必置，精神任意とありますが，知的障害なども含まれているのでしょうか。

議長 ありがとうございます。では，事務局から回答いただけますでしょうか。

事務局 資料3ページにあります水戸市社会福祉審議会条例第7条を御覧ください。こちらを御覧いただきますと，障害福祉専門分科会は，「身体障害者，知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項」を調査審議するとされておりますので，知的障害についても含まれております。

議長 ありがとうございます。今の質問の追加として，このカッコ書きの意味を教えていただいてもよろしいでしょうか。

事務局 資料6ページの水戸市社会福祉審議会関連法令を掲載しておりますが，社会福祉法第11条に記載がありますとおり，この条文において，必置の専門分科会について記載されております。

議長 必置というのは，社会福祉法上，必ず設置するものとして定めてあるものであり，水戸市としては，任意の専門分科会も設置しているということです。

他に御質問いかがでしょうか。

よろしければ，次の「水戸市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について」事務局から

説明をお願いします。

介護保険課長説明

議長 資料 18 ページから 21 ページについて、説明いただきました。いかがでしょうか。

それぞれのお立場からの御意見等がありましたらお願いします。

発言等なし

よろしければ、報告事項の「(3) 令和 3 年度の各専門分科会の開催予定について」事務局から説明をお願いします。

事務局説明

議長 予定されておりました報告事項は以上となりますが、何か御意見等ございますか。

それでは、「その他」として事務局から何かありますか。

事務局 次回の社会福祉審議会開催の日程についてですが、全体会で審議する事項が無い場合、基本的には年 1 回の会議とさせていただきます。前年度の各専門分科会での審議結果や当該年度のスケジュール等を報告させていただければと考えております。したがって、次回の開催は、令和 4 年度の 5 月頃を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 次第で予定されておりました事項は以上となります。

事務局 皆様お疲れ様でした。

以上をもちまして、水戸市社会福祉審議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。